

特定行為研修について

○ 特定行為研修の「内容」として検討すべきものは以下の通り。

総論	事項	検討内容	該当頁
	1. 想定される受講者		2頁
	2. 基本理念		2頁
	3. 研修の実施方法	①研修方法、②実習施設、③eラーニングによる研修	3-4頁

各論	事項	検討内容	該当頁
	1. 教育内容		5頁
	○共通の知識・技能	①到達目標、②教育内容	6頁
	○特定行為区分ごとに必要な知識・技能	①到達目標、②教育内容	7頁
	2. 評価	①科目修得の評価、②研修修了の評価、③評価の体制	8頁
	3. 研修機関の指定基準等	①指定研修機関の要件、②指導者の要件	9頁
	4. その他	①既修の学習内容の取り扱い、②既に特定行為の実施に係る知識・技能を有している看護師の履修科目の取り扱い、③研修修了者の医療現場での当該行為実施にあたっての留意事項	10-11頁

○特定行為研修の「内容」（案）については以下の通り。

【総論】

1. 想定される受講者

■特定行為に係る看護師の研修制度における研修内容等を検討するにあたっては、以下のような受講者を想定するものとする。

※ただし、これは、特定行為研修の受講者の要件を設定するものではない。

想定される受講者：

医療現場の状況によるため一律に示すことは難しいが、概ね3～5年以上の実務経験を有する看護師を想定する。

概ね3～5年以上の実務経験を有する看護師は、

- ・ 所属する職場において日常的に行う看護実践を、根拠に基づく知識と実践的経験を応用し、自律的に行うことができる者であり、
- ・ チーム医療のキーパーソンとして機能することができる者である。

2. 基本理念

特定行為研修は、チーム医療のキーパーソンである看護師が、患者・国民や、医師・歯科医師その他の医療スタッフから期待される役割を十分に担うため、医療安全に配慮し、高度な臨床実践能力を発揮できるよう、自己研鑽を継続する基盤を構築するものでなければならない。

【総論】

3. 研修の実施方法

①研修方法

○研修は、講義及び演習並びに実習とし、以下の場合が考えられる。

- ・指定研修機関において、すべてを実施する場合
- ・指定研修機関以外で、一部を実施する場合

②実習施設

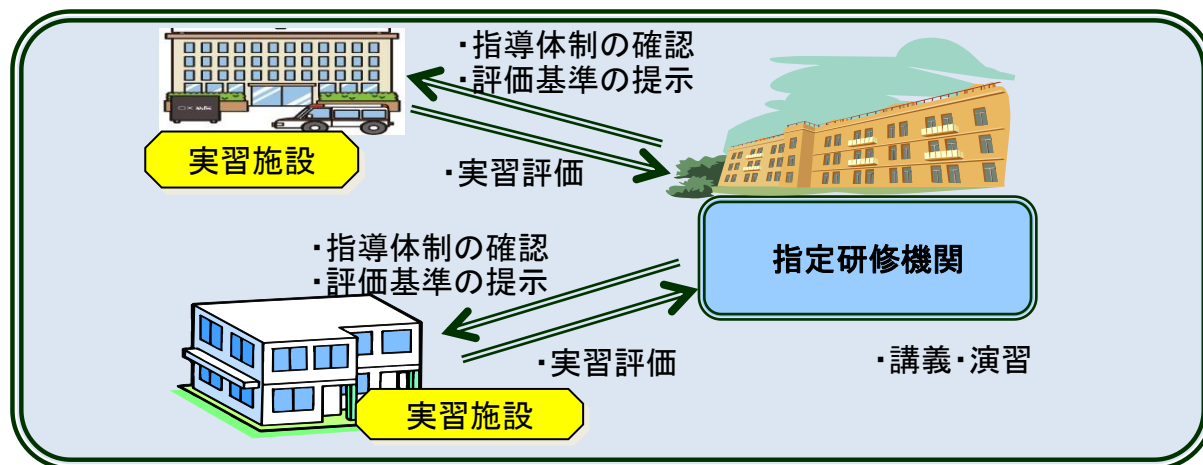
○ 実習は、受講生の所属施設等での実施も可能とする。

○ 実習は、病院・診療所・介護老人保健施設・訪問看護ステーション等で行うことが考えられる。

<指定研修機関において全てを実施する場合>



<指定研修機関以外で一部を実施する場合>



③ eラーニングによる研修

○ 教育内容の一部をeラーニングにより提供することを可能とする。

○ eラーニングによる授業は、大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号)に定められているが、特定行為研修ではどう考えるか。

(参考)

○ 大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号)

(授業の方法等)

第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業(以下「印刷教材等による授業」という。)、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業(以下「放送授業」という。)、大学設置基準第二十五条第一項の方法による授業(以下「面接授業」という。)(若しくは同条第二項の方法による授業(以下「メディアを利用して行う授業」という。))のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。

● 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3～4 (略)

● 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件(平成13年文部科学省告示第51号)

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第25条第1項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること

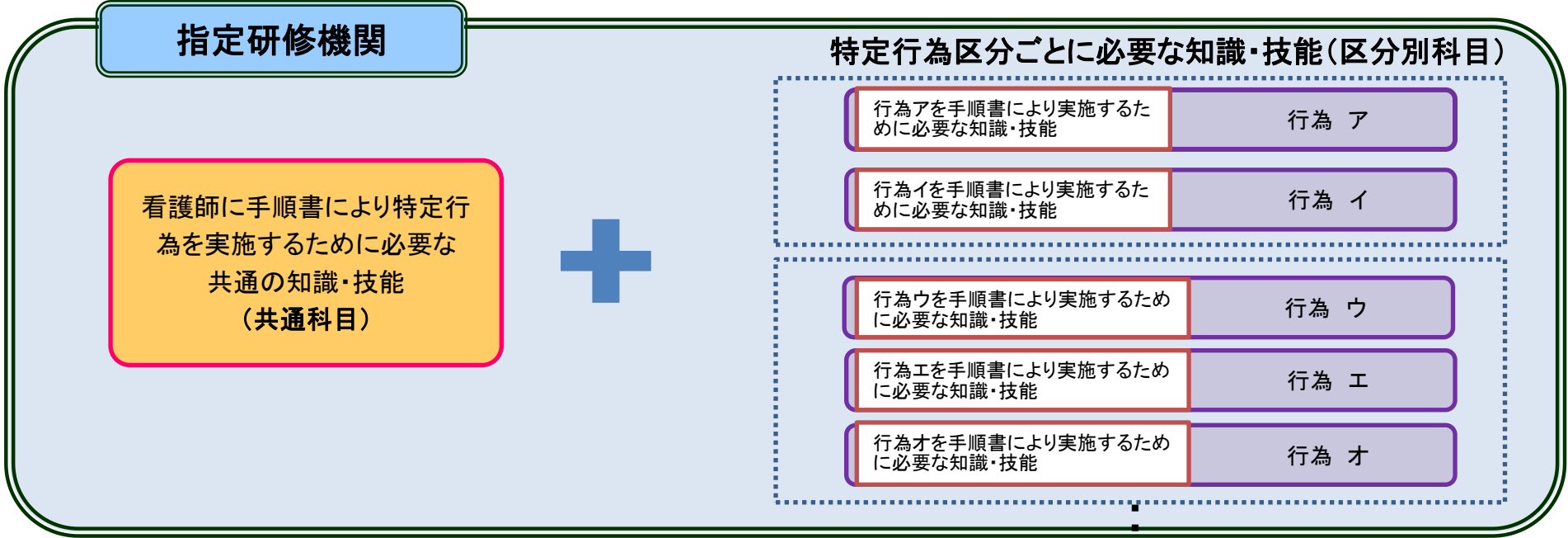
1 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(大学設置基準第31条第1項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。))において履修させるもの

2 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

【各論】

1. 教育内容

- 本研修制度における教育内容は、
 - ①看護師が手順書により特定行為を実施するために必要な共通の知識・技能（共通科目）
 - ②特定行為区分ごとに必要な知識・技能（区分別科目）で構成する。
- なお、各指定研修機関において専門的な教育が必要と考える内容等について、各指定研修機関の判断により追加することは差し支えない。



【各論】

I 看護師が手順書により特定行為を実施するために必要な共通の知識・技能(共通科目)について

① 到達目標

- 多様な臨床場面において重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につける(疾病・臨床病態概論、臨床推論、フィジカルアセスメント、臨床病態生理学)
- 多様な臨床場面において必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につける(疾病・臨床病態概論、臨床推論、臨床薬理学、フィジカルアセスメント、臨床病態生理学)
- 多様な臨床場面において患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を身につける(臨床推論、フィジカルアセスメント、臨床薬理学、特定行為実践、医療安全学)
- 問題解決に向けて多職種と効果的に協働する能力を身につける(医療安全学、特定行為実践)
- 自らの看護実践を見直しつつ標準化する能力を身につける(特定行為実践)

② 教育内容

- 臨床病態生理学
- 臨床推論
- フィジカルアセスメント
- 臨床薬理学
- 疾病・臨床病態概論
- 医療安全学
- 特定行為実践

※学ぶべき事項、具体的な教育内容、演習と実習の科目及びボリュームについては、資料3を参照。

【各論】

Ⅱ 特定行為区分ごとに必要な知識・技能(区分別科目)について

① 到達目標

- 多様な臨床場面において当該特定行為を実施するための知識、技能及び態度の基礎を身につける。
- 多様な臨床場面において、医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断、実施・報告の一連の流れを適切に行うための基礎的な実践能力を身につける。

② 教育内容

- 特定行為を手順書により実施するために特定行為区分ごとに必要な知識・技能について、講義、演習、実習により学ぶ。

※具体的な教育内容、演習と実習の科目及びボリュームについては、資料3を参照。

【各論】

2. 評価

①科目修得の評価

- 科目を修得していることについて、適切な評価を行う。
 - ・講義、実習等を必要な時間数以上受けていることを確認する。
 - ・当該科目ごとにレポート提出や試験等を行う。
 - ・技術的な難易度の高い行為については、実技試験によって修得状況を確認する。
 - ・実技による試験が必要な科目については、各教育内容ごとに定める。（資料3参照）

②研修修了の評価

- 研修修了を認定するにあたって、研修修了の評価を行う。
- 研修修了にかかる評価は、指定研修機関が主体となり考査する。

③評価の体制

- 実技等の当該科目の内容を修得していることを確認する際には、指定研修機関及び実習施設以外に所属する医師、歯科医師、看護師、有識者等を含む体制で行うことが望ましい。
- 研修修了の評価にあたっては、研修管理委員会（仮称）（研修の実施を統括管理する機関をいう。以下、同じ）を設置し、同委員会において、評価を行う。
また、研修管理委員会には、指定研修機関及び実習施設以外に所属する医師、歯科医師、看護師、有識者等の外部評価者を含む。
- 科目修得及び研修修了の評価に関する事項は、指定研修機関において定める。

3. 研修機関の指定基準等

①指定研修機関の要件

○ 指定研修機関は

- ・研修は、特定行為研修として厚生労働省令で定める基準に適合していること
- ・研修の責任者を配置していること
- ・研修について適当な指導者による指導が行われること

※訪問看護ステーションの場合は、診療所の医師が指導医となる等指導体制を確保する

- ・講義、演習を行うのに適当な施設及び設備を利用することができること

なお、指定研修機関以外で、講義、演習を行う場合は、当該施設において適切な指導体制を有しているとともに、当該施設との緊密な連携体制を確保していること

- ・実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること

なお、指定研修機関以外で実習を行う場合は、実習施設において適切な指導体制を有しているとともに、実習施設との緊密な連携体制を確保していること

- ・研修管理委員会(仮称)を設置していること

が求められる。

- また、実習を実施する際には、利用者・患者への説明が適切になされることが必要である。

②指導者の要件

- 指導者は、教育内容を教授するのに適当な者であることを要件とし、適当な職種、人数を確保する。

- 共通科目を教授する者としては、その教育内容の特性を鑑み、医師、歯科医師、薬剤師又は知識及び経験を有する看護師が適当である。

- 区分別科目の指導者は、医師、歯科医師、知識及び経験を有する看護師等とする。

なお、医師又は歯科医師の指導者は、臨床研修指導医と同等以上の経験を有する。

4. その他

① 既修の学習内容の取り扱い

- 既に履修した学習内容については、本研修制度における当該科目の履修の一部を免除することができる。

例えば、以下のような研修等を修了した場合に本研修制度における当該科目の履修の一部を免除することが考えられる。

- ・指定研修機関における研修
- ・平成22年度及び23年度特定看護師(仮称)養成調査試行事業における研修
- ・平成24年度看護師特定能力養成調査試行事業における研修
- ・一般社団法人日本看護系大学協議会が認定する専門看護師教育課程
- ・公益社団法人日本看護協会が認定する認定看護師教育機関による認定看護師教育課程

- その際、指定研修機関において、上記研修等が本制度の研修内容に合致しているかを確認することにより、当該科目を修得していることを確認する。

② 既に特定行為の実施に係る知識・技能を有している看護師の履修科目の取り扱い

- 既に特定行為の実施に係る知識・技能を有している看護師については、その能力を勘案し、指定研修機関において当該行為に関する知識・技能を有していることを確認できた場合、本研修制度における当該行為区分別科目の履修の一部を免除することができるかどうか。また、その際にどのような方法でそれを確認するのが適切か。

③ 研修修了者の医療現場での当該行為実施にあたっての留意事項

- 研修修了者は、研修修了後に当該行為を実際に患者に対して実施する前に、行為を実施する医療機関等において、当該行為に係る知識や手技に関する事前のチェックを受ける。
- 特定行為を実施する医療機関等においては、既存の医療安全管理体制等も活用しつつ、特定行為の実施に関して以下のような検証を行う。
 - ・特定行為の実施を開始する前に、使用する手順書の妥当性を検証する。
 - ・特定行為を実施した後は、定期的に手順書の妥当性の再検証や特定行為実施に係る症例検討等を行う。

(参考)

○保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年8月10日文部省・厚生省令第1号)

(看護師学校養成所の指定基準)

第四条 法第二十一条第一号の大学、同条第二号の学校及び同条第三号の看護師養成所(以下「看護師学校養成所」という。)のうち、学校教育法第九十条第一項に該当する者(同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 ～ 十二(略)

別表三 (第四条関係)(略)

備考 一 (略)

二 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ～ヌ (略)

三 (略)

○看護師等養成所の運営に関する指導要領(平成13年1月5日健政発第5号)

第5 教育に関する事項

3 単位制について

保健師、助産師及び看護師養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。

(1) (略)

(2) 単位の認定

ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認する必要があること。なお、2年課程(通信制)における当該科目の内容を修得していることの確認については、1単位ごとにレポート提出、試験等を行うことを標準とすること。

イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表3及び3の2に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

(略)

なお、指定規則別表3備考2及び別表3の2備考3にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則別表3及び別表3の2に定める基礎分野の履修に替えることができること。

4～5 (略)